

『よくわかる有機溶剤作業主任者テキスト』

正 誤 表

『よくわかる有機溶剤作業主任者テキスト』の記載に誤りがありました。

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成 26 年 8 月 20 日政令第 288 号）により化学物質名の一部が変更され、平成 26 年 11 月 1 日から施行されましたが、旧来の名称のまま記載している箇所がありました。深くお詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正いたします。

【誤】

「ジクロルメタン」 → 「ジクロロメタン（別名二塩化メチレン）」
「テトラクロルエチレン」 → 「テトラクロロエチレン
（別名パークロルエチレン）」
「トリクロルエチレン」 → 「トリクロロエチレン」

【正】

労働調査会

◎該当箇所：第 1 編第 1 章 3 頁の表 1 の網掛け部分の訂正

【正】 番号欄の二十七 1,2-ジクロルエタン（別名二塩化エチレン）に網掛けをし、かつ、その名称を 1,2-ジクロロエタン（別名二塩化エチレン）に改める。

【正】 番号欄の二十八 1,2-ジクロルエチレン（別名二塩化アセチレン）の網掛けを外す。

◎下記の発がんのおそれのある物質名についての標記の訂正

該当箇所：第 1 編第 1 章 3 頁表 1、6 頁【肝障害】【腎障害】、26 頁表 3、27 頁表 4、表 5

【誤】 1,2-ジクロルエタン、1,2-ジクロルプロパン、ジクロルメタン、1,1,2,2-テトラクロルエタン、テトラクロルエチレン、トリクロルエチレン

【正】 1,2-ジクロロエタン（別名二塩化エチレン）、1,2-ジクロロプロパン、ジクロロメタン（別名二塩化メチレン）、1,1,2,2-テトラクロロエタン（別名四塩化アセチレン）、テトラクロロエチレン（別名パークロルエチレン）、トリクロロエチレン